

第5章 誘導施設の設定

5-1 誘導施設の設定の考え方

都市計画運用指針に示される誘導施設設定の基本的な考え方等を踏まえ、誘導施設の設定方針を次のとおりとします。

■誘導施設の設定の基本的な考え方（都市計画運用指針）

【基本的な考え方】

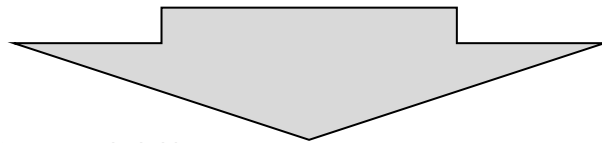
- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設や具体の整備計画のある施設を設定。
- ・その際、当該区域及び都市全体における現在の人口構成や将来人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

【誘導施設の内容】

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設。
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育園・認定こども園等の子育て支援施設、教育施設。
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設やスーパーマーケット、ドラッグストア等の商業施設。
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設。

【留意すべき事項】

- ・都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、都市機能が充足している場合は、必要に応じて誘導施設の設定を見直す。
- ・誘導施設が都市機能誘導区域外に転出する恐れがある場合は、必要に応じて誘導施設として定めることも検討する。



■本市における誘導施設の設定方針

- ・具体の都市機能ごとに都市全体の人口構成や将来人口推計から見た施設の充足度を検証し、誘導施設として設定します。
- ・具体の計画がある施設についても、まちづくりの方針や誘導方針との整合性を検証し、誘導施設として設定します。

5-2 誘導施設の設定

(1) 既存施設の充足度等に係る検証

都市機能誘導区域は、市街地中心部にのみ設定することから、公共交通等の維持・充実を条件として、具体の都市機能ごとに都市全体の人口構成や将来人口推計から見た施設の充足度を検証し、必要な都市機能を誘導施設として設定します。

都市全体の人口構成や将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所による 2040（令和 22）年の推計人口を用いるものとします。

また、良好な生活環境等の創出に向けて、具体の計画がある施設についても、まちづくりの方針や誘導方針との整合性を検証し、必要な都市機能を誘導施設として設定します。

表 5-1 将来人口

	2020（令和 2）年（国勢調査）				2040（令和 22）年推計 （社人研 2023（令和 5）年推計値に整合）			
	年少人口 （0～14 歳）	生産年齢人口 （15～64 歳）	老年人口 （65 歳以上）	合計	年少人口 （0～14 歳）	生産年齢人口 （15～64 歳）	老年人口 （65 歳以上）	合計
市域全体	2,468 人	11,304 人	8,275 人	22,150 人	1,395 人	7,418 人	7,033 人	15,846 人
居住誘導区域	1,113 人	5,405 人	3,809 人	10,327 人	679 人	3,511 人	3,338 人	7,529 人
居住誘導区域 市域全体	45.1%	47.8%	46.0%	46.6%	48.7%	47.3%	47.5%	47.5%

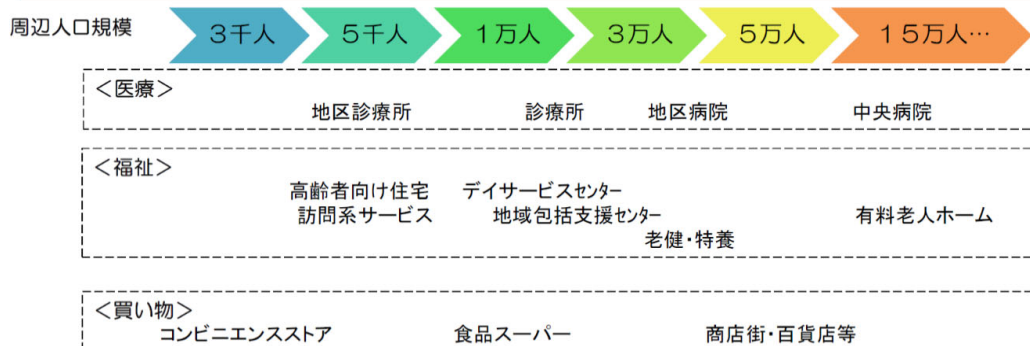
※年齢 3 区分人口は年齢不詳含まず、総人口は年齢不詳を含んでいるため、合計値は一致しない。

上記の **2040（令和 22）年時点の推計人口（全市人口：15,846 人、居住誘導区域内人口：7,529 人）と都市機能毎の圏域人口から、既存施設の充足度を検証**します。

全ての人口構成において、将来人口が減少することから、現在の人口に対して施設が充足している場合には将来的にも充足しているものとみなします。

また、充足度にあわせ、**施設の配置バランスについても検証**します。

○ 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

図 5-1 都市機能の利用圏人口

（資料：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションにより国土交通省作成）

●各種機能の充足度の検証

①医療施設（病院、診療所）

圏域人口	5,000 人/施設
必要施設数 (内、居住誘導区域)	3~4 施設 (1~2 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	11 施設 (7 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

- ・施設数が多いうえ、居住誘導区域や都市機能誘導区域の大部分が利用圏域（500m）に含まれることから、充足している状況です。
- ・ただし、都市機能誘導区域外への転出がないよう維持に努める必要があるため、誘導施設に位置づけます。

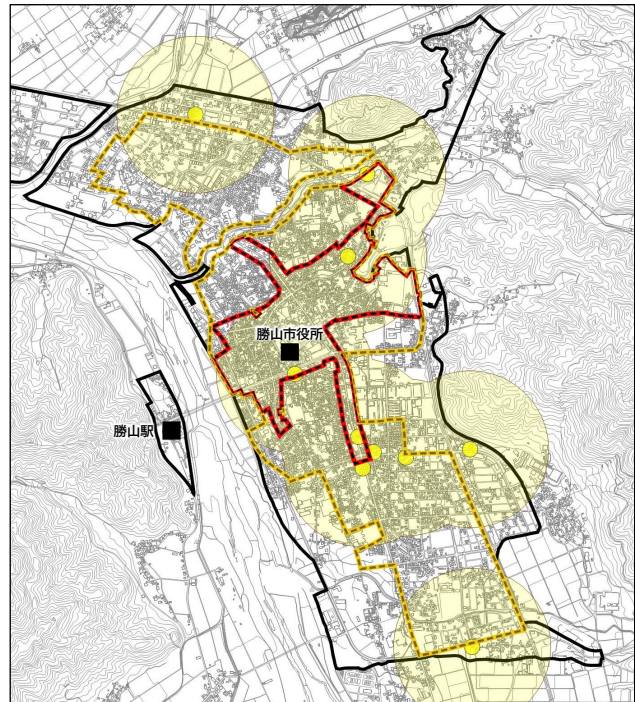


図 5-2 医療施設の分布

②高齢者福祉施設（訪問介護・通所系介護・小規模多機能型施設）

圏域人口	1,000 人/施設 ※施設規模を考慮
必要施設数 (内、居住誘導区域)	17~18 施設 (7~8 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	22 施設 (11 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

- ・本市における施設立地の実態を踏まえ設定した圏域人口をもとに検証した結果、居住誘導区域の大部分が利用圏域（500m）に含まれており、充足している状況です。
- ・ただし、都市機能誘導区域外への転出がないよう維持に努める必要があるため、誘導施設に位置づけます。

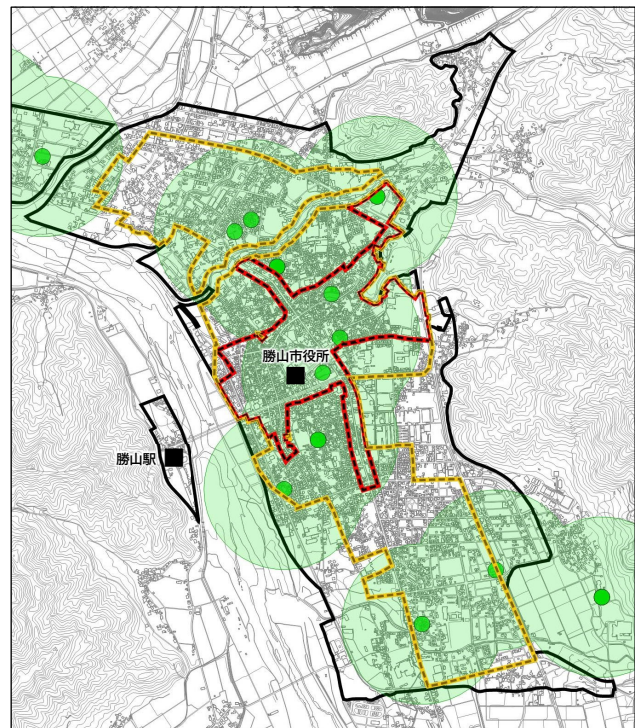


図 5-3 高齢者福祉施設の分布

③子育て支援施設（児童センター・児童館、保育園・認定こども園）

《施設の配置バランス》

- ・居住誘導区域の北西部及び南東部の一部が、利用圏域外となっています。
- ・子育て支援の充実は、現役世代の定住促進に不可欠なことから、既存施設が都市機能誘導区域外に転出することがないように維持に努める必要があるため、誘導施設に位置づけます。

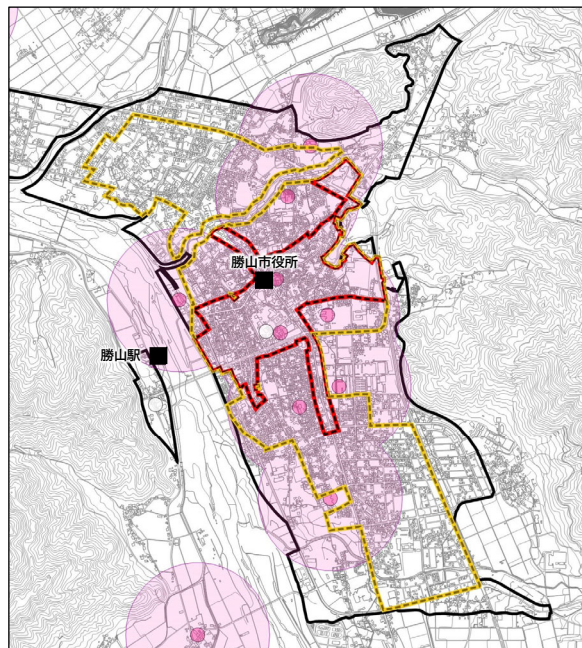


図 5-4 子育て支援施設の分布

④商業施設（食品スーパー、ドラッグストア）

圏域人口	10,000 人/施設
必要施設数 (内、居住誘導区域)	1~2 施設 (1 施設)
既存施設数 (内、居住誘導区域)	12 施設 (6 施設)
施設の充足度	充足

《施設の配置バランス》

- ・日常生活に必要不可欠な食品スーパーは市街地中心部の都市機能誘導区域内に集積しています。
- ・ドラッグストアの立地が増加しており、また、生鮮食品が販売されているなど、機能や配置の面で食品スーパーを補完しています。
- ・居住誘導区域の北部に、利用圏外の区域が広がっています。
- ・このため、都市機能誘導区域外への転出がないよう維持に努める必要があるため、また、積極的に立地誘導を図るため、誘導施設に位置づけます。

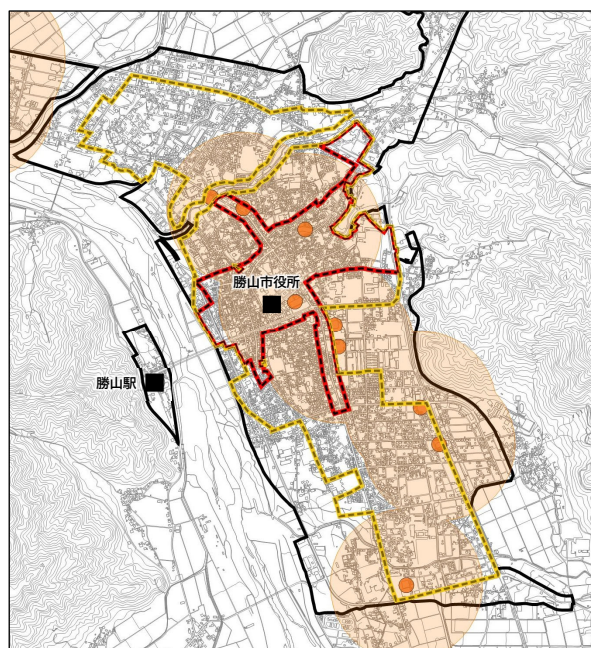


図 5-5 商業施設の分布

⑤金融機関（銀行、信用金庫、郵便局）

《施設の配置バランス》

- ・市街地中心部の都市機能誘導区域内に集積し、居住誘導区域の大部分が利用圏域（500m）に含まれています。
- ・金融機関は、特に事業者にとって必要不可欠な機能であることから、既存施設が都市機能誘導区域外に転出することがないよう維持に努める必要があるため、誘導施設に位置づけます。

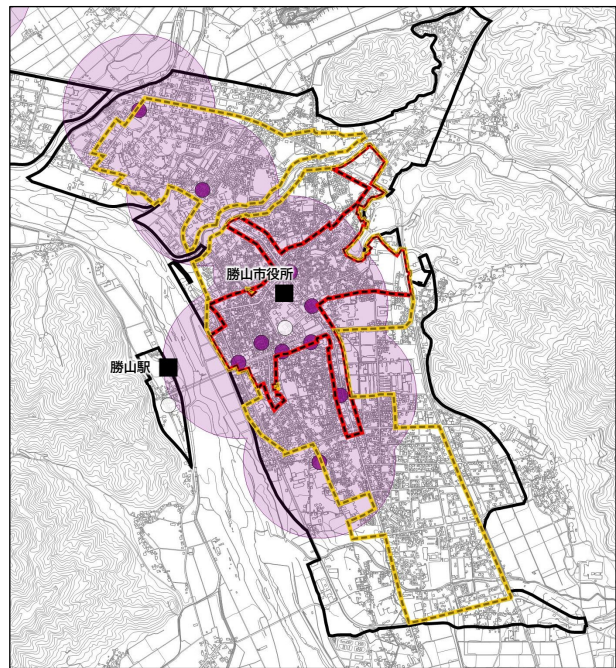


図 5-6 金融施設の分布

⑥教育機関（中学校）

《施設の配置バランス》

- ・市立中学校は3校あり、国が示す標準適正規模（1学級の生徒数：40人以下、少なくとも1学年2学級以上）を大きく下回っている状況です。今後も少子高齢化の進行が見込まれており、2026（令和8）年度以降は1学年1学級の学校も出てくると推定されています。
- ・「勝山市の小中学校の望ましい在り方検討委員会」において、「中学校は1学年4学級以上の学校に統合することが望ましい」との最終報告書が取りまとめられたことを受け、具体的な再編計画が検討されました。
- ・3校を統合・再編した新中学校を都市機能誘導区域内に設置し、維持に努めていく必要があるため、誘導施設に位置づけます。

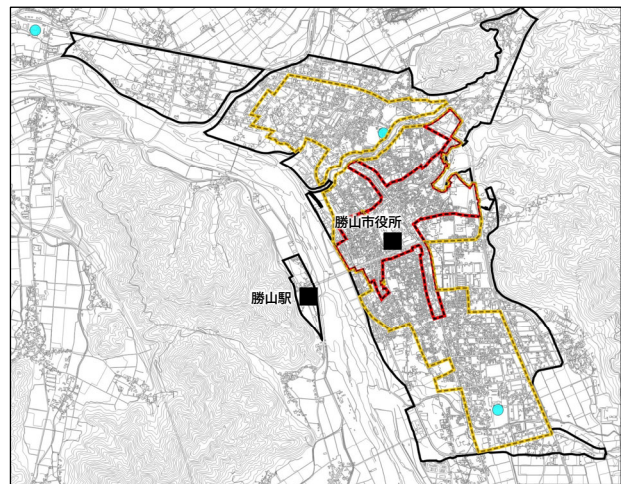


図 5-7 教育機関（中学校）の分布

表 5-2 市内中学校の生徒数
(2023 (令和5) 年度)

	南部中学校	中部中学校	北部中学校
1 学年	68	65	39
2 学年	79	66	44
3 学年	62	65	44
合計	209	196	127

(2) 具体的に計画がある施設(政策的な位置づけがある施設)に係る検証

①市立中学校の再編

現在、市立中学校は3校ありますが、いずれの中学校も国が示す標準適正規模である学校全体の学級数12～18学級を大きく下回る状況です。人口減少と少子高齢化が進んでいる中で、令和8年度以降は1学年1学級の学校も出てくることが見込まれており、今後さらなる学級数の減少が推定されます。

中学校を1校に統合することで、生徒数は470人程度の規模となり、学級数は現在の学級編成基準では3学年全体で17学級程度が見込まれます。新中学校の校舎は、県立勝山高校敷地内に新築し、勝山高校のリノベーションと併せて、中高の共有スペースや、交流を深める施設整備を予定しています。

中心市街地における中高一貫の子どもたちの学びの場は、市全域から市民が集い、活動拠点にもなることから、都市機能誘導施設に位置付けます。

表 5-3 中学校生徒数・学級数の今後の見込み

	令和4(2022)年度					令和5(2023)年度					令和6(2024)年度					令和7(2025)年度					令和8(2026)年度					
	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	
中1	73	61	41	175	7	68	65	39	172	8	54	65	45	164	7	62	63	43	168	6	60	58	30	148	5	中1
中2	60	62	44	166	6	79	66	44	189	8	68	65	39	172	8	54	65	45	164	7	62	63	43	168	6	中2
中3	73	66	36	175	7	62	65	44	171	7	79	66	44	189	8	68	65	39	172	8	54	65	45	164	7	中3
計	206	189	121	516		209	196	127	532		201	196	128	525		184	193	127	504		176	186	118	480		計
学級	8	6	6	20		8	9	6	23		8	9	6	23		7	8	6	21		6	7	5	18		学級
学級当 生徒数	25.8	31.5	20.2	25.8		26.1	21.8	21.2	23.1		25.1	21.8	21.3	22.8		26.3	24.1	21.2	24.0		29.3	26.6	23.6	26.7		学級当 生徒数

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度					令和11(2029)年度					令和12(2030)年度					令和13(2031)年度					
	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級	
中1	59	56	40	155	6	60	62	31	153	5	54	63	41	158	6	41	51	48	140	6	49	56	28	133	5	中1
中2	60	58	30	148	5	59	56	40	155	6	60	62	31	153	5	54	63	41	158	6	41	51	48	140	6	中2
中3	62	63	43	168	6	60	58	30	148	5	59	56	40	155	6	60	62	31	153	5	54	63	41	158	6	中3
計	181	177	113	471		179	176	101	456		173	181	112	466		155	176	120	451		144	170	117	431		計
学級	6	6	5	17		6	6	4	16		6	6	5	17		6	6	5	17		6	6	5	17		学級
学級当 生徒数	30.2	29.5	22.6	27.7		29.8	29.3	25.3	28.5		28.8	30.2	22.4	27.4		25.8	29.3	24.0	26.5		24.0	28.3	23.4	25.4		学級当 生徒数

	令和14(2032)年度					令和15(2033)年度				
	南部	中部	北部	計	学級	南部	中部	北部	計	学級
中1	37	56	29	122	5	47	55	28	130	5
中2	49	56	28	133	5	37	56	29	122	5
中3	41	51	48	140	6	49	56	28	133	5
計	127	163	105	395		133	167	85	385	
学級	6	6	4	16		6	6	3	15	
学級当 生徒数	21.2	27.2	26.3	24.7		22.2	27.8	28.3	25.7	

凡例

■ : 1学年1学級を示す

■ : 勝山市立中学校生徒数を示す

※2022(令和4)年度までは学校基本調査、2023(令和5)年度以降は住民基本台帳の人数をもとに推計

※転出入により、生徒数は変わる可能性がある

※普通学級数は、各学年32人学級で計算

※推計生徒数には特別支援学級の生徒も含まれるため、実際の普通学級数は変わる可能性がある

資料：「勝山市立中学校建設基本計画」2023(令和5)年3月

②福井県立大学恐竜学部(仮称)

福井県立大学恐竜学部(仮称)は、2025(令和7)年4月の開設を目指して、県立恐竜博物館の隣接地への建設が予定されています。

新設される学部は、県立恐竜博物館との連携のもと、恐竜を中心とした古生物学や地質・古気候などを学ぶことができる日本で唯一の学部になります。

キャンパスの立地は、恐竜博物館との連携やその周辺環境における活動が重視されること及び県立恐竜博物館が立地する長尾山総合公園は都市機能誘導区域外であることから、都市機能誘導施設には位置づけません。

(3) 誘導施設の設定

地域再生法では、集落福利等施設として、次のような施設が規定されています。

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設。
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育園・認定こども園等の子育て支援施設。
- ・ 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設やスーパーマーケット等の商業施設。
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設。

本計画では、施設ごとに都市全体の人口構成や将来人口推計から見た施設の充足度を検証し、下表のとおり誘導施設を設定します。

表 5-4 立地（維持）することが望ましい都市機能と「誘導施設」

機能	誘導施設
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ●市全域を対象とする総合的な医療サービス（二次医療）を提供する機能 ○病院（（医療法第1条の5）20床以上の入院施設を持つ医療機関） ●主に外来患者の診察・治療を行い、かかりつけ医等として近隣居住者の健康維持・増進に係るサービスを提供する機能 ○診療所・歯科診療所
介護機能	<ul style="list-style-type: none"> ●市全域を対象とする高齢者福祉の指導・相談窓口や活動の拠点となる機能 ○地域包括支援センター ●高齢者の生活を支える機能 ○サービス付き高齢者向け住宅 ○高齢者福祉施設（通所系、訪問系、小規模多機能施設）
子育て支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ●市全域を対象とする児童福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 ○児童センター・児童館 ●子どもを持つ世帯が日々の子育てに必要なサービスを提供する機能 ○保育園・認定こども園
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ●市全体を対象とした教育機能 ○新中学校
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ●市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 ○教育会館、市民会館、生涯学習センター、市民交流センター、図書館
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 ○大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）のうち各種商品小売業、飲食料点小売業（ドラッグストアを含む）に該当する店舗
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ●中核的な行政機能や市全域を対象とした国・県出先機関のうち幅広い世代の利用がある機能 ○市役所本庁舎、教育会館、市民会館
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ●決済や融資等の金融機能を提供する機能 ○銀行、信用金庫、地域を総括する郵便局

赤文字：誘導施設